

## 車椅子ソフトボールの振興等を通じた共生社会推進に関する連携協定について

群馬県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互の資源を活用した緊密な連携と協力により、車椅子ソフトボールの普及及び振興を図り、障害の有無、性別、国籍、年齢などの枠を超えて全ての人が希望の持てる共生社会の推進に寄与することを目的とする。

### （連携協定事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に連携し、協力するものとする。なお、次の各号に関する具体的な内容については、別途協議の上、決定するものとする。

- （1）車椅子ソフトボール及びパラスポーツの普及拡大に関すること
- （2）車椅子ソフトボールの全国大会開催に関すること
- （3）湯けむり全スボぐんま 2029 の機運醸成に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的達成に必要な事項

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない限り、令和12年（2030年）3月31日までの期限として1年間更新するものとする。

2 甲又は乙が、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって自己以外の当事者に通知することで、自己以外の当事者への何らの賠償等を要することなく本協定を解約することができるものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙（以下この項において「被開示者」という。）は、本協定に基づく事業の実

施において知り得た自己以外の当事者（以下この項において「開示者」という。）の情報については、本協定の有効期間及び有効期間の終了を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示者と被開示者の協議の上、双方の合意があれば第三者への開示を可能とする。

2 甲及び乙は、本協定において知り得た情報を、目的外に利用してはならない。

### （個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関連法令に基づき、適正に取り扱うものとする。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲又は乙が、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年9月15日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県知事

署名

山本 一太

乙 東京都港区高輪四丁目23番6号 ハイホーム高輪708  
一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会  
会長

署名

高山 樹里